

## 「氷川町商工業創業支援・事業所等整備促進事業」申請手順

※必ず着工前に申請してください。着工後の申請は補助の対象になりませんので、ご注意ください。まずは、役場地域振興課または商工会へご相談ください。

### 1. 商工会へ相談

事業計画書並びに創業計画書（新規創業者のみ）を作成し、商工会に相談のうえ、推薦書の作成を依頼してください。

### 2. 添付書類の準備

- ①事業内容の分かる書類（設計書、図面、カタログ等）
  - ②事業に係る見積書又は賃貸借契約書等の写し
  - ③事業予定箇所の写真
  - ④事業計画書、創業計画書（新規創業の場合）
  - ⑤固定資産税課税台帳の写し等（補助対象事業所等の所有者がわかる書類）
  - ⑥補助対象事業所等の位置図
  - ⑦委任状（施工業者等が代行して申請等をする場合）
  - ⑧商工会の推薦書
  - ⑨新規創業者で町外在住の場合は住所地における納税証明書（新規創業の場合）
- } （施工業者と打合せ）

3. 補助申請書（様式第1号）と2の添付書類を役場地域振興課へ提出してください。

4. 町からの決定通知（様式第2号）を受けてから事業に取りかかってください。

5. 事業内容に変更が生じたときは、変更申請書（様式第3号）と変更内容がわかる書類等を提出してください。

6. 事業完了後、完了報告書（様式第5号）と関係書類（請求書、領収証、完了後の写真等）を提出してください。※事業完了後、30日以内に提出

7. 町が現地確認を行い、問題がなければ額確定通知書（様式第6号）を発送します。

8. 額確定通知書受領後、交付請求書（様式第7号）を提出してください。

9. 後日、氷川町財務会計より申請者の口座へ補助金を振り込みます。